

すてっぴ館長雇止め裁判で大阪高裁が豊中市の不法行為を認定！

# すてっぴ 初代館長 三井マリ子さん 逆転勝訴報告集会

非正規労働者の切り捨て、“バックラッシュ”と呼ばれる男女平等つぶし勢力による圧力、外郭団体での不法行為と市の責任…等々、様々な点が問われた「すてっぴ館長雇止め裁判」。一審の不当判決後に三井さんが控訴していましたが、3月30日、大阪高裁は三井さん側主張の大部分を認め、市と財団に慰謝料等の支払を命じる判決を下しました。

今回の集会では、原告の三井さん本人からの勝利の報告と、弁護団の宮地弁護士による高裁判決の解説～画期的な点といくつかの問題点についてお話をうかがいます。特に地元・豊中市民の皆さんには、市と財団による不法行為について、ぜひ知っていただきたいと思えます。多数の方々のご参加をお待ちしています。

と き：5月22日(土)午後2時から

ところ：ルシオーレホール(蛍池駅直結「ルシオーレ」4F)

ゲスト：三井マリ子さん(原告、すてっぴ初代館長)

宮地光子弁護士(すてっぴ裁判原告弁護団)

参加費：500円



三井マリ子

女性問題研究家。高校教師、東京都議、大学教員などを経て、2000年全国公募で「すてっぴ」初代館長に。意欲的な企画で全国から注目されたが、04年3月末で雇止めに。同年12月、市と財団を相手に提訴。一審では敗訴したが、控訴審で逆転勝訴。

宮地光子

1979年弁護士登録、大阪弁護士会所属。2002年女性共同法律事務所を設立。住友電工・住友化学・シャープ・商工中金・京ガスなどの男女賃金差別是正裁判を担当。「すてっぴ館長雇止め裁判」弁護団の一員として、三井さんを支えている。



非正規雇用を考える会 / すてっぴ裁判を考える豊中市民の会

【連絡先】TEL/FAX 06-6844-2280